

職業紹介事業者が職業紹介を行う際の責務

職業紹介事業者（法第 30 条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介を行う有料職業紹介事業者及び法第 33 条の規定により厚生労働大臣の認可・届出により職業紹介を行う無料職業紹介事業者）の責務

職業紹介事業者が新規学校卒業者を対象に職業紹介を行う場合は指針に基づくものである。

- 1 新規中学校卒業者に対する職業紹介を行うにあたっては、以下について遵守するものとする。
 - (1) 応募書類の提出
新規中学校卒業者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（中卒用職業相談票（乙））により提出を求めると（法第 5 条の 4）
なお、求人票、紹介状の様式は定められていないが、必要に応じ、安定所で使用している中卒用求人票や紹介状を参考に、就職差別につながることをしないよう十分配慮すること。
 - (2) 求人情報の提供
生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する中学校を通じて行うようにすること（法第 33 条の 5）
 - (3) 採用選考開始時期等
職業紹介事業者が行う職業紹介が、安定所及び学校が行う新規中学校卒業予定者に対する職業紹介の日程に沿ったものになるようにし、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。（法第 33 条の 5）
- 2 新規高等学校卒業者に対する職業紹介を行うに当たっては、以下について遵守するものとする。
 - (1) 応募書類の提出
新規高等学校卒業者から募集書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募書類）により提出を求めると。（法第 5 条の 4）
なお、求人票、紹介状の様式は定められていないが、必要に応じ、安定所で使用している求人票（高卒）や紹介状を参考に、就職差別につながることをしないよう十分配慮すること。
 - (2) 求人情報の提供
生徒に対して求人情報の提供等を行う際には、当該生徒が在籍する高等学校を通じて行うようにすること（法第 33 条の 5）
 - (3) 採用選考開始時期等
職業紹介事業者が行う職業紹介が、安定所及び学校が行う新規高等学校卒業予定者に対する職業紹介の日程に沿ったものになるようにし、生徒の職業選択について必要な配慮を行うこと。（法第 33 条の 5）

「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」（平成 11 年労働省告示第 141 号）

労働時間

労働時間（労働基準法第32条）

使用者は、労働者に休憩時間を除いて1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。

○週40時間労働制と特例措置対象事業の区分

業種	規模	規模	
		10人以上	1～9人
製造業	(1号)	40	40
鉱業	(2号)	40	40
建設業	(3号)	40	40
運輸交通業	(4号)	40	40
貨物取扱業	(5号)	40	40
林業	(6号)	40	40
商業	(8号)	40	44
金融・広告業	(9号)	40	40
映画・演劇業	(10号)	40	44
通信業	(11号)	40	40
教育・研究業	(12号)	40	40
保健衛生業	(13号)	40	44
接客娯楽業	(14号)	40	44
清掃・と畜業	(15号)	40	40
その他の業種 (農業、水産、畜産業を除く)		40	40

(注1) 特例措置対象事業

1週間44時間、1日8時間

(注2) 業種別の各号は、労働基準法別表第一による号別区分です。

(注3) 10号の「映画・演劇業」について、映画の製作の事業は1週40時間となります。

週40時間労働の導入に当たっては、変形労働時間制を採用することもできます。

変形労働時間制は、業務の繁閑に応じた労働時間の配分を行うことによって労働時間を短縮することを目的とするものです。

ただし、年少者（18歳未満）・妊産婦については、変形労働時間制の適用に一定の制限があります。

年 次 有 給 休 暇

(第39条)

付 与 日 数

年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、その間の全労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を付与しなければなりません。その後は、継続勤務年数1年ごとに一定日数を加算した日数となりますが、下記(1)及び(2)以外の労働者の場合は次のとおりとなります。

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

(1) 週所定労働時間が30時間未満の労働者

週所定労働時間が30時間未満の労働者の場合には、その勤務日数に比例付与され、それぞれの所定労働日数により次のとおりとなります。

① 週所定労働日数が4日または1年間の所定労働日数が169日から216日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	7	8	9	10	12	13	15

② 週所定労働日数が3日または1年間の所定労働日数が121日から168日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	5	6	6	8	9	10	11

③ 週所定労働日数が2日または1年間の所定労働日数が73日から120日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	3	4	4	5	6	6	7

④ 週所定労働日数が1日または1年間の所定労働日数が48日から72日

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5以上
付与日数	1	2	2	2	3

(2) 労働基準法72条の特例の適用を受ける未成年者【(1)に該当する者は除く。】

職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者で、労働基準法第70条に基づいて発する命令の適用を受ける未成年者の年次有給休暇については、次のとおりとなります。

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5以上
付与日数	12	13	14	16	18	20

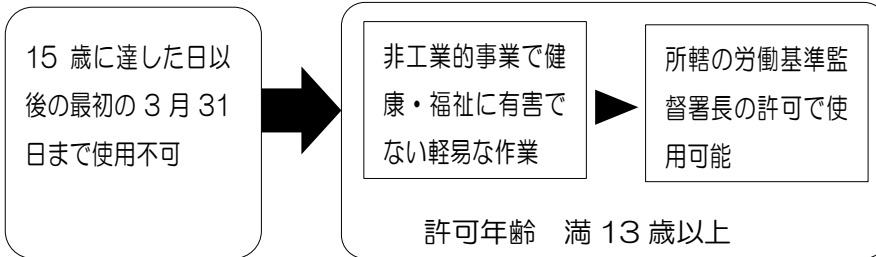
年少者の労働基準

最低年齢（第56条）

児童（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）を労働者として使用することは禁止されています。

労働者の最低年齢

例外的措置



非工業的事業では、満13歳以上、さらに、映画製作・演劇の事業では満13歳未満の児童でも所轄の労働基準監督署長の許可を条件として、例外的に修学時間外に働かせることができます。

年少者の証明（第57条）

年少者（満18歳未満の者）を使用する場合には年齢証明書を、児童を使用する場合にはさらに学校長の証明書、親権者等の同意書を、事業場に備え付けておかなければなりません。

未成年者の労働契約（第58条）

親権者または後見人が未成年者に代わって労働契約を締結することは禁止されています。

したがって、未成年者の労働契約は、未成年者が親権者または後見人の同意を得て、自ら締結することとなります。

また、未成年者が締結した労働契約がその未成年者に不利であると認められる場合には、親権者、後見人または所轄労働基準監督署長は、その労働契約を将来に向かって解除することができます。

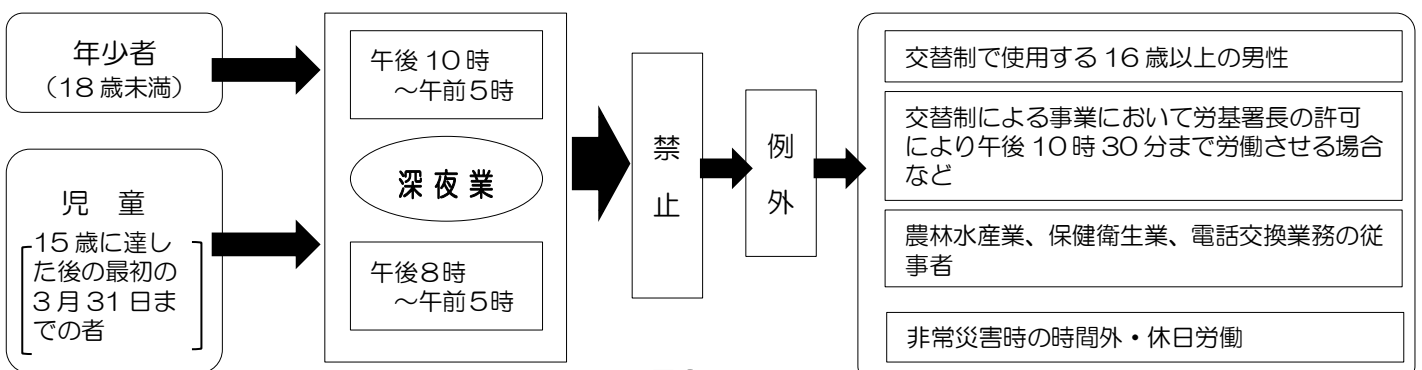
年少者の労働時間・休日（第60条）

年少者（満18歳未満）については各種変形労働時間制、労使協定による時間外・休日労働、労働時間・休憩の特例は原則として適用されません。

許可を受けて使用する児童（満15歳に達した日以後最初の3月31日を終了していない児童）の法定労働時間は、修学時間を通算して1週間40時間、1日7時間とされています。

年少者の深夜業（第61条）

年少者を深夜（午後10時～午前5時）に働かせることは、原則として禁止されています。



危険物有害業務の就業制限（法第62条）

使用者は、満18歳に満たない者を次の業務に就かせてはなりません。

- (1) 運転中の機械若しくは動力伝達装置の危険な部分の清掃、注油、検査、修繕をする業務
- (2) 運転中の機械若しくは動力伝達装置にベルト、ロープの取付け、取りはずしをする業務
- (3) 動力によるクレーンの運転の業務
- (4) 厚生労働省令で定める危険な業務
- (5) 厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務
- (6) 毒劇薬、毒劇物その他有害な原料又は材料を取り扱う業務
- (7) 爆発性、発火性、引火性の原料又は材料を取り扱う業務
- (8) 著しくじんあい又は粉末を飛散する場所における業務
- (9) 有害ガス又は有害放射線を発散する場所における業務
- (10) 高温又は高圧の場所における業務
- (11) その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務

本規定は、衛生学的に抵抗力が弱く、また危害を十分に自覚しない発育過程の年少者について、安全衛生及び福祉の見地から危険有害と認められる業務の就業を禁止したものです。

厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務は、次に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務をいいます。

本規定では、作業方法については明確に示されていませんが、取扱い方法の健康に及ぼす影響と法第62条の趣旨から、取り扱うとは、直接に重量物を担う場合をいい、押す場合は含まれないものとされています。

年齢及び性		重量（単位：キログラム）	
		断続作業の場合	連続作業の場合
満16歳未満	女	12	8
	男	15	10
満16歳以上 満18歳未満	女	25	15
	男	30	20